地福第４９６号

裁　　決　　書

○○○○○○
審査請求人　○○　○○
同審査請求人代理人　○○　○○
処　分　庁　大和郡山市福祉事務所長

審査請求人が令和○年○月○日付けで提起した審査請求について、次のとおり、裁決する。

主　　文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

１　審査請求の趣旨

大和郡山市福祉事務所の令和○年○月○日付け審査請求人に対する保護廃止決定処分を取り消すとの裁決を求める。

２　事案内容の概略

本件は、審査請求人が、処分庁により生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下他文書の原文を引用する場合を除き「法」という。）による保護を受けていたところ、処分庁が、審査請求人が任意入院していた病院からの退院とともに失踪したことを理由

として、令和〇年〇月〇日を認定日とする保護廃止決定処分（以下他文書の原文を引用する場合を除き「本件処分」という。）を行ったことに対して、審査請求人が、自らが失踪した事実はなく、要保護性も消滅していない旨主張して、同処分の取消しを求めた事案である。

３　前提事実

（１）当事者

ア　審査請求人

法による保護を受けていた者である。

イ　処分庁

法第１９条第４項及び大和郡山市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和４８年３月大和郡山市規則第１０号）により、大和郡山市長から、法による保護の開始、変更、停止及び廃止に係る事務の委任を受けている者である。

（２）関係法令等の定め

ア　法

（この法律の目的）

第１条　この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（実施機関）

第１９条　都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一　その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二　居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

（職権による保護の開始及び変更）

第２５条

２　保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第４項の規定は、この場合に準用する。

（保護の停止及び廃止）

第２６条　保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第２８条第５項又は第６２条第３項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

（不利益変更の禁止）

第５６条　被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

（届出の義務）

第６１条　被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ　大和郡山市福祉事務所長に対する事務委任規則

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第４項、第５５条の４第２項及び第５５条の５第２項、（中略）の規定に基づき、次に掲げる市長の権限に属する事務を大和郡山市福祉事務所長に委任する。ただし、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ市長の指揮を受けなければならない。

（２）生活保護法第２５条第１項及び第２項の規定による職権による保護の決定及び通知に関すること。

（３）生活保護法第２６条の規定による保護の停止又は廃止及び通知に関すること。

（９）生活保護法第６１条の規定による届出の受理に関すること。

ウ　厚生省（現厚生労働省）から発出された通知について

法による保護は、上記法令のほか、その実施に関して厚生省（現厚生労働省）か

ら通知文書が発出されており、本件に関係するものは次表に示すとおりである。以下に記述する場合においては、これらの表題は、次表に示した略称によっている。

文書の表題等	略称
生活保護法による保護の実施要領について （昭和３６年４月１日、厚生省発社第１２３号、厚生事務次官通知）	次官通知
生活保護法による保護の実施要領について （昭和３８年４月１日、社発第２４６号、厚生省社会局長通知）	局長通知
生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて （昭和３８年４月１日、社保第３４号、厚生省社会局保護課長通知）	課長通知

（ア）次官通知

第２　実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

（イ）局長通知

第２　実施責任

１　居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の居所地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

（１）保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴なう生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関

に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

（２）入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

（３）（２）のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）３箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者（入院又は入所後３箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(現在地保護の例による。)を負うこと。

２　居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（１の（２）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

（ウ）課長通知

第１０　保護の決定

問１２　法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基

準を示されたい。

答　被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

２　保護を廃止すべき場合

（１）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

（２）当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条又は法第７８条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

（３）当事者から提出された証拠

ア　審査請求人の提出書面

（ア）審査請求書

審査請求に係る処分として、「大和郡山市福祉事業所長（以下、「処分庁」という。）が令和〇年〇月〇日付で審査請求人に対して行った保護廃止決定処分」との記載があり、審査請求に係る処分があったことを知った日として、「令和〇年〇月〇日」との記載がある。

（イ）反論書

本書日付として「○年○月○日」との記載があり、添付資料として、神奈川県知事裁決２０１０－０２－０５裁決書が添付されている。

（ウ）回答書への意見書

本書日付として「○年○月○日」との記載がある。

（エ）回答書への意見書に対する意見書に対する意見

本書日付として「○年○月○日」との記載がある。

（オ）意見書に対する回答に対する意見

本書日付として「○年○月○日」との記載がある。

イ　処分庁の提出書面

（ア）弁明書

処分庁は、弁明書の提出に併せて証拠を提出しているが、本件処分の根拠としての関係法令等として上記（２）に掲げた関係法令等の一部のほか、事実を称する書類として、次の表に掲げる文書を提出している。

なお、次の表では、処分庁が提出した弁明書の「５　証拠書類等の表示」欄に記載された資料番号に「乙」を付した番号を記載しており、本裁決書でこれを引用する場合は「乙１号証」などと記載する。

乙号証	標目・題名等
乙１号証	保護決定通知書
乙２号証	保護申請却下通知書
乙３号証	賃貸借契約解除通知書
乙４号証	生活保護運用事例集２０１７（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）
乙５号証	課長通知　問第７の３０－１０
乙６号証	局長通知　問第７の４（１）カ

（イ）処分庁への質問等への回答書

処分庁は、審理員が処分庁に行った質問等に対する回答（以下他文書の原文を引用する場合を除き「回答書」という。）の提出に併せて、次の表に掲げる証拠を提出している。

なお、次の表では、処分庁の提出した証拠説明書の号証に「乙」を付した番号を記載しており、本意見書でこれを引用する場合は、他文書の原文を引用する場合を除き「乙７号証」などと記載する。

乙号証	標目・題名等
乙７号証	ケース記録写し
乙８号証	令和○年○月○日付け保護決定通知に係る起案一式

（ウ）意見書に対する意見

本書日付として「令和○年○月○日」との記載がある。

（エ）意見書に対する回答

本書日付として「令和○年○月○日」との記載がある。

（４）前提事実

顕著な事実、当事者より提出された証拠等及び当事者双方の主張から容易に認められる事実並びに審査請求人の審査請求に係る経緯は、次のとおりである。

ア　審査請求人は、生活保護を受給していたところ、当時居住していた住居の貸主から、令和○年○月○日付けの賃貸借契約解除通知書を受領し、○月○日に当該通知書を処分庁に提出した。

イ　令和○年○月○日、審査請求人は、○に所在する○病院に任意入院した。

ウ　令和○年○月○日、審査請求人の○病院への任意入院について、医療保護入院に切り替わった。

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３８条の４に基づき審査請求人が奈良県知事に対して行った退院請求について、同法第

３８条の５第５項に基づき、奈良県知事が○病院に対し、審査請求人を退院させるよう命じたところ、令和○年○月○日、審査請求人は、新たな居住先を確保できていない状態で、○病院を退院した。

オ　令和○年○月○日、処分庁は、審査請求人が退院した旨の連絡を○病院から受けたが、審査請求人の居所が不明であったため、審査請求人に係る生活保護について、審査請求人が退院とともに失踪したことを理由として、○月○日を認定日とする保護廃止決定を行った。

カ　令和○年○月○日、審査請求人は処分庁に対し生活保護申請を行った。

キ　令和○年○月○日、処分庁は、審査請求人が入所しているグループホームを通じて、審査請求人から本件処分に係る保護廃止決定通知書（以下「本件通知書」という。）の交付を求められたことを受け、本件通知書を審査請求人に交付した。

ク　令和○年○月○日、審査庁は審査請求人が郵送した本件審査請求書を受理した。審査請求書の日付の記載は、○年○月○日であり、審査請求に係る処分があったことを知った日の記載は、令和○年○月○日であった。

ケ　令和○年○月○日、審理員は以下について、処分庁に対し質問し、物件の提出を求めた。これに対し、処分庁は○月○日に回答した。

（ア）質問

ａ　弁明書において、貴庁が審査請求人に係る生活保護を現在地保護に切り替えた根拠を、「生活保護法による保護の実施要領について」第２の１（１）の準用とされています。当該規定は、保護を受けていなかった単身者で居住地のないものを対象としたものですが、これを準用した考え方について、弁明書では帰来地を失ったためとのみ記載されています。

（ａ）審査請求人は、帰来地を失った時点において、既に生活保護を受給されていますが、実施要領第２の２ではなく、第２の１（１）を準用した考え方を、さらに具体的に示しください。

（ｂ）退院時には、実施要領第２の２を準用した旨弁明書に記載されていますが、入院時と退院時で準用する規定が異なってもよいと判断された考え方について、具体的にお示しください。

b　弁明書において、○病院から、①令和○年○月○日に審査請求人に係る退院命令が発せられる可能性があること及び②○年○月○日に審査請求人に係る退院命令があったことが連絡された旨が記載されています。

また、令和○年○月○日に③審査請求人が病院に行き先を告げずに退院した旨の○病院からの連絡を受けたこと、④審査請求人から貴庁に連絡がなかったこと及び⑤審査請求人は携帯電話を所持しておらず、貴庁から審査請求人に連絡をとる術がないことから、貴庁は審査請求人が失踪したと判断された旨記載されています。

令和○年○月○日に病院から連絡があってから、失踪を理由とした保護廃止に至るまでの経緯について、次の事項に触れながら具体的にお示しください。

・貴庁から関係機関に対する連絡の有無と連絡された場合はその内容
・貴庁と審査請求人との面談約束及び来所約束の有無
・面談等が実施されている場合はその内容
・失踪の認定及び保護廃止に係る意思決定過程

c　弁明書には根拠法令として、生活保護法第１９条、第２６条及び第６１条が記載されています。

本件処分は、「審査請求人の失踪」を理由として保護を廃止されたものですが、それに対応する根拠法令がこれら全てであるという主張でしょうか。それぞれの根拠法令が本件における「審査請求人の失踪」に適用できる考え方に触れながらお示しください。

d　弁明書において、「審査請求人が現在地である○病院の退院した時点で処分庁の実施責任が消滅するという点でも、・・・」と記載されています。

実施要領第２の２による実施責任の消滅は、失踪があったか否かに関わりがないようにも思いますが、令和○年○月○日付け保護決定通知書の「決定した理由」欄に記載している理由以外に、実施責任の消滅を追加して主張されているということか否かについてお示しください。

また、保護決定通知書の理由欄の記載に含まれているということであれば、含まれていると解することができる具体的な考え方を併せてお示しください。

（イ）提出を求める物件

a　上記（ア）a（a）及び（b）、c並びにdで示された考え方をご回答いただくにあたり参照された上級庁からの通知その他の資料

※保有されていない場合はその旨ご回答ください。

b　上記（ア）bの回答内容を確認することができるケース記録、令和○年○月○日付け保護決定通知に係る起案一式、会議録、面談記録その他の資料

コ　令和○年○月○日、審理員は、審査請求人が郵送した、回答書に対する意見書（以下他文書の原文を引用する場合を除き「意見書１」という。）を受領した。

サ　令和○年○月○日、審理員は、処分庁が郵送した「意見書に対する意見」（以下他文書の原文を引用する場合を除き「意見書２」という。）を受領した。

シ　令和○年○月○日、審理員は、審査請求人が郵送した「回答書への意見書に対する意見書に対する意見」（以下他文書の原文を引用する場合を除き「意見書３」という。）を受領した。

ス　令和○年○月○日、審理員は、処分庁が郵送した「意見書に対する回答」（以下他文書の原文を引用する場合を除き「意見書４」という。）を受領した。

セ　令和○年○月○日、審理員は、審査請求人が郵送した「意見書４に対する意見」（以下他文書の原文を引用する場合を除き「意見書５」という。）を受領した。

４　争点

処分庁が、審査請求人が退院とともに失踪したこと及び審査請求人が入院中の病院から退院したことにより実施責任が消滅したことを理由として本件処分を行ったことは適正であったか。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

（１）審査請求書における主張

ア　はじめに

審査請求人（以下、「請求人」という。）は、令和○年○月頃に生活保護を受給開始しているが、近隣ともめて令和○年○月○日に○病院（以下「当該病院」という）に任意入院となった。その１０日後、当該病院において医療保護入院に切り替えられた。

イ　退院請求

請求人は、医療保護入院に納得出来ず、退院請求を行った。令和○年○月○日に行われた２度目の退院請求に対し、奈良県精神保険審査会は退院請求を認め、○年○月○日で退院命令を出した。このような場合、当該精神科病院は、請求人の退院調整を行うため、生活保護で任意入院を継続するべきところであるが、当該病院はそれをせず、結果、○月○日に請求人は退院した。当該病院は「請求人の意思」で退院させたという。

ウ　保護廃止決定

同時に、当該病院は請求人が退院したことを同日、処分庁に報告したところ、処分庁は、令和○年○月○日を認定日とした保護廃止決定を○月○日付で行った。

請求人は、退院調整もされないままに病院を出て、とりあえず大和郡山市のもと住んでいた自宅にタクシーで帰宅したが、入院中に請求人の意思によらず退去させられていたため（家賃滞納を理由とする明渡であろうが、請求人は訴訟を起こされた事実もない）、困惑して、同市内の親戚のもとを訪ねたが、追い返され、あてもなくさまよっていたところ、通報され、警察に保護された。

同日、警察から保健所職員に連絡があり、その協力を得て、○に居住場所を確保できたものの、○月○日に保護が廃止されていると聞いたので急ぎ再申請を行ったが、入院中に保護費が貯まっていたため、保護申請は認められなかった。仮に○月○日に保護廃止処分がなされていなければ全く支障のない貯金であったが、いったん廃止処分が出たため、新規申請となったことが理由である。

エ　請求人に対する保護廃止決定処分は違法であること

（ア）生活保護法第２６条は、「被保護者が保護を必要としなくなったときは速やかに保護の廃止」を決定すると規定している。同法第１９条１項によれば保護の実

施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、または明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所轄区域内に現在地を有する者に対して、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。従って、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められない場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止または廃止すべきものとされている（平成１６年３月１８日大阪地裁判決）。同法６１条によれば被保護者は収入支出その他生計の状況に変動があったとき、または居住地もしくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関または福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

とすれば、被保護者が行方知れずになった場合も廃止理由に該当するとする余地も出てくる。本決定もその理由として「保護廃止（通院とともに失踪したため）」とされており、この解釈によるものと思われる。

（イ）確かに、同法２６条第１項が要保護性が消滅した場合を保護廃止事由としていることからすると、「保護を必要としなくなった」と明確には認定しがたい場合であっても、それを推定することができる場合等に同条項を適用して、どの範囲まで保護を廃止することができるかという問題は生じる。

しかしながら、被保護者の届出義務違反等の不誠実な対応が、要保護性の推定根拠となることはあり得ようが、要保護性の消滅がないことが確認されるのに、その不誠実な対応を根拠として、要保護性が消滅したものとみなすような解釈は、要保護性の消滅と直接に関連しない制裁的廃止決定につき厳格な要件をもって臨んだ生保法の趣旨に反するものであって、これを許容しうるものではない。

保護実施機関にとって、被保護者の居住実態が不明であるということは、その生活の実体が分からず、生活実態に即して変化するはずの被保護者の要保護性の有無、程度も分からないことであるから、保護実施機関は、要保護性の有無、程度の変化に応じて適切に行うべき保護の廃止、変更の決定という職権行使が行えない結果となる。その居住実態が不明であるという場合は、通常、被保護者に届出義務に違反する等の不誠実な対応が原因しているものと考えられる。このよう

に「居住実態不明」は、保護実施機関にとって、保護の基準及び程度の原則（生保法８条）に応じた保護の廃止、変更の職権行使を妨げる事態であり、しかも、それが被保護者側の不誠実な対応に原因するものであってみれば、保護実施機関に何らかの対応権限が与えられて然るべきであると言えないではない。

しかし、被保護者が居住実態を秘匿しようとするという不誠実な対応自体がその要保護性が消滅していることを推定させる根拠となる場合はありうるとしても、居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、生保法２６条１項を適用ないし準用するということは、まさに、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことにほかならないのであって、これを許容することはできない。

そして、このように解したとしても、右のような被保護者の不誠実な対応に対しては、生保法２７条に基づき、書面により適切で具体的な指示、指導を行い、これにも従わない場合には。同法６２条４項により予め処分しようとする理由を通知して弁明の機会を与えた上で、同条３項により、制裁的な保護廃止決定を適正になしうるのであるから、保護廃止、変更に関する保護実施機関の職権行使を不可能にする解釈であると批判することはできない。

従って、居住実態不明は生保法２６条１項に基づく保護廃止の事由にはならないというべきである（以上、平成５年１０月２５日　京都地裁判決）。

（ウ）本件はどうか。

まず、生保法２６条１項をどのように解釈しようが、請求人においては、保護廃止理由の「失踪」は存在しなかった（失踪していない）。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という）によれば、「失踪とは『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が実施機関に対する事前の申し出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第１９条第１項第２号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護

を廃止する。従って、事前に行く先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪にはあたらない。このような場合は、最低１週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなくなった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することもやむを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる」とされている（問２－６の回答１）。

本件では、処分庁は、請求人が退院請求を認められたことまでは病院からの連絡でしっていたはずであり、当該病院から「本人の意思で退院した」と連絡があったとしても、まずは関係者カンファを行い、退院調整をするべきであった。現に、請求人は入院前の自宅に戻り、その近所をさまよっていたところを警察に保護され、結果、退院したその日に警察から県職員に連絡があったので、「失踪」の事実はない。

また、生保法２６条１項につき「居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、生保法２６条１項を適用ないし準用するということは、まさに、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことにほかならないのであって、これを許容することはできない」という上記立場によれば、請求人が退院調整未了のまま病院を出されたことは処分庁にも明らか（病院側がわざわざ連絡したのだから）であり、処分庁は、請求人の要保護性が消滅していないことを熟知していた。処分庁が廃止理由を「失踪」としたのは、当該病院が退院調整もせず行き場所も定めず退院させながら（これは放り出すという表現が的確である）「失踪した」という言葉を使ったため、イコール廃止事由と短絡的に解釈したためとしか考えられない。処分庁が請求人の要保護性が消滅した、と判断した理由が他にあるのなら述べられたい。

（エ）従って、令和〇年〇月〇日を認定年月日とした保護廃止決定は明らかに違法・不当であり、直ちに取り消すべきである。

（２）反論書における主張

ア　本件処分に至るまでの経緯

本件審査請求に直接関わることではないが、処分庁が、令和〇年〇月〇日に近隣住民が警察に通報した等の審査請求人の問題行動について把握しておきながら、医療につなぐ指導をいっさいしていないことは問題である。

イ　本件処分について

（ア）まず、処分庁は、２（１）弁明書ア（シ）で、令和〇年〇月〇日に〇病院担当相談員から「審査請求人の医療保護入院について、入院の継続が妥当ではないという判断が今後下される可能性がある」と連絡を受けた後、１週間以内には「今後審査請求人が居宅生活ではなく、グループホーム等の施設へ入所する場合は、処分庁内で検討した上で費用の扶助ができると考えられること、病院としては審査請求人の退院後の行き先が決まるまでは入院の継続が可能であることを確認」しておきながら、〇年〇月〇日になるまで特に具体的な行動はとっていない。

（イ）その間、約１ヶ月間、２（１）弁明書ア（セ）によると「病院をはじめとする関係機関を交えて処分庁内で会議」をした様子もうかがえず、実際、〇月〇日の時点で審査請求人の入所先候補すら上がっていなかったようである。

（ウ）事前に予告があったのに何の手立てもとらず、〇月〇日に医療保護入院の措置が不当であるとの判断が奈良県から出されたため、〇病院は任意入院に切り替え、審査請求人は一刻も早く退院したいわけで退院すると言うのは当然である。処分庁は２（１）弁明書ア（ソ）で「帰る家がないにもかかわらず行き先を尋ねても退院するとの一点張りで聞く耳をもたず、今後についての協議を行えない状態とのことで」と、あたかも審査請求人に非があるような記述をしているが、予告を受けながら１ヶ月も何の手立てもしていなかったこと、この記述からは、あくまで病院側からの伝聞であり、処分庁自身が審査請求人本人と面談はおろか、電話すらしていないこと（病院に審査請求人がまだいる段階で本人と電話で話し、帰来先がないので今探している、見つかるまでは居て欲しいとの説得は可能だったはずである）が分かる。

さらに２（１）弁明書ア（ソ）で「施設への入所も拒否しているとのこと」と

続けているが、これも病院側の伝聞に過ぎず、処分庁が直接確認したわけではない（現に、その後審査請求人は施設入所している）。

そして、翌日の○日に、「審査請求人は病院に対して行き先を告げずに退院したとの報告があった（２（１）弁明書ア（タ））」ということであるが、前日に上記連絡を受けているのに、当日、遅くとも翌日の○日に処分庁が審査請求人本人の意思を直接聞くべきである。さすれば、審査請求人が行くところがなくて困る、という事態は防げたはずである。

（エ）処分庁は、審査請求人が「請求人の退院調整を行うため保護で入院を継続すべきところ・・・しなかった」という主張をしたのに対して否認している（２（１）弁明書イ（イ））が、「退院調整を行おうとしていたところ」というのは実際に退院調整をしていなかったことを認めているわけであるから、否認に値しない。審査請求人が退院して「所在不明」になることを防ぐための手立てを何もしていなかったのである。

（オ）さて、問題の保護廃止であるが、処分庁は

・審査請求人が携帯電話をもっていないから処分庁から連絡はとれない

・審査請求人からの連絡がいっさいない

ことを理由に○日（退院当日です）付で翌日からの保護を廃止しているが、全く理解できない。

その根拠を「東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の生活保護運用事例集２０１７問２－６の回答１「失踪」」に求めているが、審査請求書に引用したように失踪とは「行方をくらますこと」である。処分庁は審査請求人が事前に行く先を告げていなかった、携帯電話をもっていないから連絡のとりようがない、などと言って、退院した○日に廃止を決めている。

しかしながら、１日で、本人と連絡が取れないと判断するには早すぎる。

「失踪」が、「行方知れず」だとすると、概念上は、「行方が知れない」ことが明白になるのは少なくとも一定の期間を要すると思う。本件では、退院の翌日、（○月○日）に警察に保護されている。保護を廃止した当日に行方が判明している。警察署から保健所に連絡があったが、同日、処分庁にも警察から確認の電話が入ったはずなので、保護廃止日には、処分庁は本人の所在（警察署にいること

）を知っていたことになる。

到底「失踪」とは言えない。

（カ）次に、法１９条と、２６条、２８条、６２条とは趣旨が異なる。

保護が廃止できるのは、原則として、２６，２８、６２条の場合である。

１９条は、対象者がいなくなったりして保護のしようがないという例外的な手的廃止といえる。要保護性が推認される場合に手続的に簡単に保護を廃止することは極力避けるべきである。

本件の場合、要保護性は明らかであるし、入院していた時の実施機関としては、本人の所在について調査し保護を実施する義務が継続していると考えられる。

要は手立てを尽くして、本人の所在を確認する、探す義務がある。

したがって、親戚が分かっているなら連絡して、本人が来たら役所にすぐ連絡するようにしておくとか、旧住居に「連絡を乞う」というような張り紙をするとかして、連絡を待つなどの手立てを講じるべきである。

退院後、まる１日も経っていないのに廃止とするのは暴挙に他ならない。

また、処分庁が言うように、審査請求人は、○月○日には連絡をしている。

結果的に処分庁が本人と連絡が取れなかったのはたった５日間である。

これを「失踪」というのは社会通念上も妥当ではない。

（キ）処分庁は、１ヶ月くらいは様子をみて保護を継続し、それでも連絡がつかない場合には保護を停止する、それでも連絡がつかない場合には廃止するような運用が通常行われる運用である。それは、要保護性が継続している可能性が高いことと、いったん廃止してしまうといちから調査等をやり直さないといけないのでは手間がかかるからである。

停止ならば、いつでも保護の再開ができる。本件で、このような普通の運用をしなかったのは、審査請求人に対する「制裁」として廃止をしたのではないかと疑われてならない。

（ク）参考までに、実施機関が「失踪者」と会っている場合の事案であるが、神奈川県知事裁決２０１０－０２－０５を添付します。裁決は法２６条によれば、「「保護を必要としなくなった」事実の判定は、保護の実施機関によって調査、確認された結果によらなければならない」とし、「保護の停廃止処分は、被保護者が

保護の要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態ではなくなったとする事実に基づき判定し行うものであるから、請求人の要保護性或いは保護の実施責任の所在について何ら調査、確認がなされないまま行われた本件廃止処分は、違法・不当といわざるを得ない」としている。

（ケ）２（１）弁明書ウ（イ）ｃでは、審査請求人は○年○月○日に帰来地が消滅しており、○月○日に○病院に入院したので現在地保護へと切り替えた、○月○日に退院した時点で処分庁の実施責任が消滅する、として、廃止処分は妥当と述べているが、○月○日の扱いが不明であること、本人の現在地が変更したと判明したときに処分庁の実施責任が消滅するというなら理解できますが、本人の現在地が処分庁の管轄内の可能性が高い（しかも退院の翌日に管轄内警察署にいることが分かっていた）にもかかわらず、廃止することは妥当ではない。そもそも、どこへ行ったか分からないと自ら述べながら、自身の管轄外になったから廃止したのだ、というのでは理屈に合わない。

この判断を奈良県地域福祉課保護係が妥当と助言したとは到底信じられない。

（コ）審査請求人の要保護性が消滅したと処分庁が判断したのであれば廃止もやむを得ないと思うが、請求書でも釈明を求めたにもかかわらず、その理由が弁明書には書かれていない。要保護性が消滅したと判断していないのに廃止することは不当である。

実際、審査請求人は処分庁に保護申請をした結果、○月○日付で受給決定しているが、退院時と要保護性について何の変化もない。これも、○月○日付で当時の所在地だった○に生活保護申請したが、保護費が若干貯まっており、資産要件を満たさないとの理由で却下されたので、廃止されてから２ヶ月弱の期間、保護費が支給されなかった。

ウ　以上であるので、令和○年○月○日を認定年月日とした保護廃止決定は明らかに違法・不当であると思料する。

（３）意見書１

ア　２反論書（２）アについて

審査請求人に対する実施責任の有無について、実施要領第２の１（１）と実施要

領第２の２と準用規定が異なっていることについての質問に対し、処分庁は「実施責任に疑義が生じた時点ごとに判断材料が異なっているため」と述べているが、審査請求人の場合、平成〇年より処分庁で生活保護受給開始したが、令和〇年〇月〇日に発病して入院し、入院先の所在地が処分庁の管轄外なため、保護の継続が問題となる。そしてこの時点では処分庁は〇月〇日付けで当時の家主から解除通知を受けており「帰来地を失った」と解釈した。〇月〇日に発病したのは処分庁管轄内であるから、居住地のない審査請求人は、発病地を所管する保護の実施機関である処分庁が実施責任主体である、という実施要領第２の１（１）によることが当然である。その後、令和〇年〇月〇日に審査請求人が退院したとしても、実施要領第２の１（１）によれば実施責任は消滅しない。実施要領第２の１（１）により実施責任を継続させたのであれば、実施要領第２の１（１）の事由が消滅しなければ、実施責任が消滅することはないと思料する。そして、処分庁管轄内での発病という事実は変わることはない。

それをあえて、準用規定を変えて、〇病院を退院したことをもって、「医療の継続中」ではなくなったから実施要領第２の２を準用したのは、処分庁が実施責任を逃れるための方便であると思う。

イ　２反論書（２）イについて

（ア）処分庁が「失踪」と判断した経緯について縷々描かれているが、そもそも「失踪」との判断は、連絡が取れず、どこにいるのか分からない状態が一定期間続いた場合になされるものである。それは処分庁が根拠として示す「東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の生活保護運用事例集２０１７問２－６の回答からも明らかである。ここには「最低１週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある」と書かれている。ところが、本件では処分庁は退院となった翌日の令和〇年〇月〇日付けで保護廃止決をしている。退院した翌日に「失踪」を認定したということである。これは失踪の定義に反する。

（イ）処分庁は、令和〇年〇月〇日及び〇月〇日に審査請求人から連絡があったのが最後だ、その際にも面談約束及び来所約束を取れるような状態ではなかった、な

どと述べるが、このとき審査請求人は○病院に入院していた。決して所在不明の状態ではなかったのである。「失踪」を根拠づける期間にはあたらない。また、「退院後に処分庁に来庁することもなく、審査請求人より処分庁への連絡もなかった」と述べているが、退院後、保護廃止処分決定まで１日である。しかも○月○日は土曜日で閉庁日である。審査請求人が○病院から出たのが午後遅く、翌日が土曜日で処分庁に連絡はできない、処分庁は審査請求人が退院したその日にすぐ連絡をしてこなかった一事をもって、廃止決定をしたということである。およそ半日、審査請求人と連絡がとれなかったことを理由に「失踪」と判断している（ちなみに、○月○日には審査請求人から連絡している）。驚くべきことである。この認定について奈良県地域福祉課保護係が妥当であるという助言をしたのであれば、その記録を開示していただきたい。

（ウ）なお、処分庁は第２６条において「保護の実施期間は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止または廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とあり、本件では審査請求人に通知できなかったため、「失踪したものと判断した」などと述べているが、論理が逆ではないか。「失踪」の判断は「要保護性」の判断とはイコールではない。反論書でも申したが、処分庁が審査請求人の要保護性が消滅したと判断した理由を示していただきたい。

（４）意見書３

ア　２（３）意見書２アについて

処分庁が、本件において、審査請求人の保護を廃止した理由について「処分庁の実施責任がなくなった」ことを述べるのは根本的に誤りである。

処分庁は、審査請求人の入院前の生活保護受給は、実施要領第２の１（１）により開始、入院中、居宅の賃貸借契約を解約されたため「帰来地を失った」とし実施要領第２の２により保護継続、退院後は医療扶助を必要としなくなった上に審査請求人の居住先が知れないという理由で、実施要領第２の１（１）を準用して実施責任が消滅した（？）と述べている。

しかしながら、処分庁は、退院後審査請求人が処分庁の管轄内での居住事実がな

いことの確認をとっていない。それどころか、入院中審査請求人から令和〇年〇月〇日及び〇月〇日の２度にわたって「単身で居宅生活を送るための家賃等の支給を求める」電話連絡を受けている。審査請求人に処分庁の管轄内での居住意思が明確にあることを知っていたのである。

この場合、退院後は実施要領２の１（２）あるいは（３）の趣旨から入院前の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うことは明らかである。

イ　２（３）意見書２イについて

（ア）処分庁は、「審査請求人が病院を退院したから実施責任が消滅した」と言及しているように読めるが、アで述べたとおり、退院したことで処分庁の実施責任は消滅しない。

（イ）「失踪」に関しては、処分庁は縷々述べ、〇月〇日月曜日には連絡ができたはずなのに連絡してきたのが〇日水曜日だった、という理由で「連絡がとれなくなった」などと述べているが、社会通念上も、４日間連絡がとれなかったことを「失踪」とは言わない。また、処分庁の理屈からは、〇月〇日に連絡があるはずなのにしなかったからこの日を廃止日とするべき（それはそれでおかしいが）ところ、遡って〇日を廃止日にしたこともおよそ論理的ではない。

（ウ）ところで、処分庁は「最低１週間は保護を継続したまま・・・」とは「事前に行き先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合」を前提としているとして本件にはあたらないと述べるが、審査請求人は退院前の２回、「単身で居宅生活を送るための家賃等の支給を求める」電話を処分庁にかけている。これは事前に行き先（処分庁管轄の場所）を明確にしていると言える。

（エ）従って、社会通念上「失踪」と判断する期間が短すぎること、審査請求人の事前の言動から実施機関の管内に現在地を有する蓋然性が著しく高いと容易に判断されたことから、「失踪」を理由に保護を廃止した処分庁の決定は誤っている。

（５）意見書５

ア　実施責任の主体

処分庁は、審査請求人の入院中の保護について、「居住地のない入院患者」であって、実施要領２の２に基づくものだと主張する。

しかしながら、２の２は、現在地保護を受けることになった被保護者が他市の病院に入院した場合であり、審査請求人は住所地保護を受けた被保護者であるから、それにあたらないと思われる。

仮に、処分庁が審査請求人が入院前に居住地を失った者であり、居住地保護を受けていないと強弁するならば、「居住地がないか明らかでない要保護者」については現在地保護であるから、入院を原因としないで居住地が消滅した場合なので、現在地である医療機関の所在地を所管する保護の実施機関（本件では〇）のはずではないか。実施要領２の２は、いわゆる現在地保護のたらい回しを防止する趣旨に基づくものであって、当初から居住地がない者に関する規定であるから、入院と関係がない理由によって居住地が消滅した者についてまで従前の保護の実施機関に実施責任を負わせる趣旨ではなく、大和郡山市に確実な帰来引受先がないときの保護の実施責任は、医療機関の所在地を所管する保護の実施機関である〇にならないのか。処分庁の今回の理屈からは、あくまでも審査請求人は入院を原因として居住先がなくなった者ではなく、しかも、帰来引受先がないのだから、入院と同時に〇に移管すべき事案だったのではないかと思う（局第２－２　所管区域外の指定医療機関に入院させた居住地のない被保護者の実施責任）。

それをあえて処分庁が保護を継続していたことから、その根拠は実施要領２の１に基づくものだと審査請求人は理解していた（つまり、入院前の居住地のある者としての扱い　居住地保護）。

イ　あくまでも実施要領２－１を前提とすべきである。

審査請求人が入院中に「単身で居宅生活を送るための家賃等の支給を求め」ていたことから、退院して処分庁の管轄内での居住意思が明確にあることを指摘したところ、処分庁は「どこで居住するつもりなのか、どこの住居の家賃の支給を求めていたのか判然としなかった」から「処分庁の管轄なで居住するかどうかの判断が不可能」であり、「審査請求人が処分庁管轄内で居住する意思が明確にあったとは当然認められない」などと述べている。

しかしながら、審査請求人は入院中で自分で居住先を探すこともできない状態であったのだから、仮に処分庁から「どこで居住するつもりなのか」聞かれても応え

られるわけがない。処分庁はそのことも分かった上で述べているので悪質きわまりない。審査請求人がよその管轄で居住したいと思っているなら、処分庁には連絡しない。処分庁の今回回答は詭弁である。

ウ　一方的に保護を廃止したことは不当である。

処分庁は、病院から退院請求が認められそうだという報告を受け、審査請求人から家賃支払の要求を受けながら、審査請求人の退院後の支援を同病院に促すわけでもなく、ただただ放置して、退院したところで保護を廃止した。同病院は審査請求人を退院相当と考えていなかったので退院後の支援について前向きでなかった（そのこと自体も問題だ）が、同病院の考えに追従して、精神保険審査会の結論に沿った支援をまったく考えず、「（病院は審査請求人が単身生活をしていくのは難しいと言っている、以前居住していた住居は解約されていて帰る場所がないという）処分庁の回答に耳を貸さ」なかったから、支援もせず結果保護を廃止した、というのであれば、それは審査請求人に対する処罰の意味合いにすら思われる。

処分庁が、退院しても単身生活は難しいと考えたなら、支援につなぐための何らかの手立ては考えられたはずであるし、現に、退院が認められた後、支援会議を開く予定は立てられていたのだから、それまで審査請求人を留めておく話をすることはできたはずである。それなのに「退院しても行くところがない」という応答だけだったのではないか。審査請求人がそのような回答で納得するはずはない。「退院が認められたら住むところを探して見つかってから移りましょう、住むところが見つかったら家賃扶助はもちろんしますよ」という回答をしていたなら、本件のようなことにはならなかったはずである。

2　処分庁の主張

（1）弁明書

ア　本件処分に至るまでの経緯

（ア）処分庁は審査請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で就労収入の減少を理由に、〇にて生活保護を開始。

（イ）令和〇年〇月〇日、かねてより審査請求人が起こしていた近隣トラブル及び自

宅の老朽化に伴い、審査請求人は○へ転居した。この際、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日　社保第３４号　厚生省社会局保護課長通知）」問第７の３０－１０に該当するとし、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日　社発第２４６号　厚生省社会局長通知）」第７の４（１）カに基づき、転居に際しての敷金等の扶助を行った。

（ウ）令和○年○月○日、審査請求人及び審査請求人宅を管理する不動産業者が処分庁に来庁。家主が審査請求人と近隣トラブルについて口論になった末、審査請求人に対して退去を求める意思を示したとの報告があった。なお審査請求人は退去の要求については拒否する意思を示していた。

（エ）令和○年○月○日、審査請求人が近隣トラブルの末、隣人の背中を叩いて警察沙汰となる。警察にて事情聴取が行われ、同じく処分庁も審査請求人に対して事情聴取を行った。審査請求人は不動産業者に相談して転居を考えていると述べた。

（オ）令和○年○月○日、審査請求人及び不動産業者が処分庁へ来庁。転居先が決まったとの報告があった。処分庁より審査請求人に対して費用の扶助はできないこと、今後再度近隣トラブルを起こした際には処分庁は一切介入できないことを伝えた。

（カ）令和○年○月○日、審査請求人は○より○へ転居した。

（キ）令和○年○月○日、審査請求人が近隣住民と再々度トラブルを起こし、近隣住民が警察に通報。トラブルの内容は、近隣住民宅に審査請求人が転居してくる以前から設置されている人感センサーライトに対して、自分を警戒しているから設置しているのかと文句を言いに行き、口論になったというものであった。

（ク）令和○年○月○日、不動産業者と家主及び近隣住民が揃って処分庁へ来庁。

審査請求人の再三にわたる迷惑行為について苦情の申し入れがあった。さらに申し入れの対応中に審査請求人が自宅付近で暴れているとの連絡が入ったため、対応を中断し現場へ向かった。審査請求人宅を訪問し事情を聴取するも、迷惑行為については自分が悪いと思っておらず、近隣住民が悪いと述べ続けていた。この際、警察官も出動し審査請求人宅付近にて待機していた。

（ケ）令和○年○月○日、審査請求人が処分庁へ来庁。家主からの賃貸借契約解除通知書の提出があった。この通知書の内容は、審査請求人が働いた迷惑行為により

貸主との賃貸借契約を○月○日付けで解除するというものであった。

（コ）令和○年○月○日、郡山保健所より、審査請求人が朝から大声をあげていたところを近隣住民が通報したため警察に保護されたとの連絡が入った。警察にて審査請求人が病院受診の意思を示したため、郡山保健所職員および処分庁職員同席の上、○病院を受診することとなった。その結果、客観的な情報と審査請求人の訴えとの間に認識の違いが認められ、○との診断が下された。病院側より入院の提案がなされ、審査請求人もその提案に応じたため、同日付けで任意入院することとなった。なお、審査請求人は令和○年○月○日付けで帰来地を失っているため、当該入院によって「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日　社発第２４６号　厚生省社会局長通知）」第２の１（１）を準用し、居住地保護から現在地保護へと切り替えて処分庁での保護の実施を継続した。

（サ）令和○年○月○日、審査請求人の入院の経緯および原因に対する認識が薄れ、退院を要求したため、○病院の申し出で市長同意による医療保護入院に切り替わった。

（シ）令和○年○月○日、○病院の担当相談員より処分庁へ、審査請求人の医療保護入院について、入院の継続が妥当ではないという判断が今後下される可能性があるとの連絡が入った。退院となった場合に処分庁より住居の敷金等の扶助は可能かとの問い合わせがあったため、審査請求人は近隣住民と再三にわたるトラブルを起こし、それを契機に入院しており、何らかの対策を講じなければならず、現状では費用の扶助はできないことを伝えた。また翌週の○日（月曜日）に奈良県疾病対策課の職員が病院に来て、聞き取り調査を行う予定であるとのことであった。

（ス）令和○年○月○日、審査請求人より処分庁へ連絡があり、退院したいので家賃（転居費用や敷金等のことだと思われる）を出してほしいとの申し出があった。審査請求人はこれまでに何度も近隣住民とトラブルを起こしており、現状ではトラブルを起こすことなく居宅生活を送れるかどうかを客観的に判断できないため、費用が出せるかどうかは現時点では回答できず、費用の扶助ができない可能性も十分にあり得ると回答した。

（セ）令和○年○月○日、審査請求人より処分庁へ再び入電。繰り返し退院後の家賃

を出してほしいとの申し出があった。扶助できるかどうかは、審査請求人が一人で居宅生活できるのかを、客観的な意見として病院をはじめとする関係機関を交えて処分庁内で協議してからになると伝えるも、理解を得ることができなかった。審査請求人は何度も自分の病気は治ったと述べていたが、話をしているうちに興奮し始め、語気が強くなってきていた。審査請求人に対し、現状費用の扶助を約束することはできないと何度も伝えるも理解を示さないまま電話を終えた。その後、○病院の担当相談員へ架電。審査請求人より電話があったことを伝え、審査請求人の状態について尋ねたところ、一人で居宅生活を送るとなると周囲とトラブルになるおそれがあるとの意見があった。今後審査請求人が居宅生活ではなく、グループホーム等の施設へ入所する場合は、処分庁内で検討した上で費用の扶助ができると考えられること、病院としては審査請求人の退院後の行き先が決まるまでは入院の継続が可能であることを確認して電話を終えた。

（ソ）令和○年○月○日、○病院の担当相談員より入電。審査請求人の医療保護入院の措置が不当であるとの判断が奈良県から下されたとの報告があった。審査請求人は何度も近隣住民とトラブルを起こしており、戻る家がなく、病識にも乏しいため、医療保護入院の継続が今後も必要であるという旨の弁明書を病院側より奈良県に提出するも、非自発的入院は適当ではないとの理由で退院命令が下されたとのことであった。医療保護入院から任意入院に切り替えなければならず、審査請求人が任意入院に同意しない場合、入院を継続できないとのことであった。審査請求人は退院の意思を固く持っており、帰る家が無いにも関わらず行き先を尋ねても退院するとの一点張りで聞く耳を持たず、今後についての協議を行えない状態とのことで、施設への入所も拒否しているとのことであった。

（タ）令和○年○月○日、○病院の担当相談員より入電。医療保護入院から任意入院への切り替えを行おうとしたが、懸念されたとおり審査請求人が任意入院に同意せず退院することとなり、審査請求人は病院に対して行き先を告げずに退院したとの報告があった。審査請求人は携帯電話を持っておらず、処分庁から連絡をとる術がなかった上、当日は審査請求人より処分庁に対して一切連絡がなかった。戻る家も入院以前に失っており、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日　社発第２４６号　厚生省社会局長通知）」第２の２に基づ

き処分庁の実施責任が消滅する上、退院命令の内容から審査請求人は自らの意思で正常な判断が可能であると思慮されることから、○月○日付けで失踪による保護廃止の処分を行った。

イ　審査請求書等記載事実の認否

（ア）上記「１（１）審査請求書における主張」の「ウ　保護廃止決定」の内容のうち、「処分庁は、令和○年○月○日を認定日とした保護廃止決定を○月○日付で行った」の部分について、「処分庁は、令和○年○月○日を認定日とした保護廃止決定」を行ったが、「○月○日付で行った」のではなく、○月○日付けで決定を行ったものであり、○月○日はあくまで保護決定通知書の発行日であるため一部否認する。

（イ）同「イ　退院請求」の内容の「当該精神科病院は、請求人の退院調整を行うため、生活保護で入院を継続するべきところであるが、当該病院はそれをせず」の部分については、退院調整を行おうとしていたところ、審査請求人の意思により任意での入院継続を拒否し退院したことで行えなかったため、否認する。

（ウ）同「ウ　保護廃止決定」の内容のうち、「入院中に請求人の意思によらず退去させられていたため（家賃滞納を理由とする明渡であろうが、請求人は訴訟を起こされた事実もない）」の部分については、上記ア（ケ）により否認する。

（エ）同「ウ　保護廃止決定」の内容のうち、「入院中に保護費が貯まっていたため、保護申請は認められなかった」ことについては、令和○年○月○日付けで保護申請を受理し、調査及び要否判定の結果却下としたため、否認する。

（オ）同「エ　請求人に対する保護廃止決定処分は違法であること」の内容のうち、（ウ）にある「結果、退院したその日に警察から県職員に連絡があったので、『失踪』の事実はない。」の部分については、上記「ア　本件処分に至るまでの経緯」の（タ）にあるとおり、処分庁は退院後の経緯について把握する術がなく、東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の「生活保護運用事例集２０１７」問２－６の回答１「失踪」の定義に該当するため、否認する。

ウ　本件処分の内容及び理由

（ア）本件処分の内容

審査請求人の令和○年○月○日を認定日とした失踪による生活保護廃止決定処分

（イ）本件処分の理由

a　審査請求人は令和○年○月○日に任意入院に同意せず病院を退院した際、病院側には行き先を告げていなかった。審査請求人は携帯電話を持っていなかったため処分庁からの連絡は取れず、処分庁は審査請求人の退院後の状況について確認のしようがなかった。その上、審査請求人からの連絡も一切なかった。同日警察に保護され、居住場所を確保したのが同日の夜であり、その時点で処分庁の業務時間を過ぎていることを理由に連絡が取れなかったとしても、非自発的入院は適当ではないとの理由で退院命令が下されたと経緯がある以上、正常な判断ができる状態であったため、翌週の○日（月曜日）には処分庁へ連絡できたはずである。しかし最終的に処分庁に連絡があったのは○月○日（水曜日）であった。

処分庁には審査請求人の行方を把握する方法がなかった。よって東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の「生活保護運用事例集２０１７」問２－６の回答１「失踪」の定義に該当するため、失踪したという取扱いを行った。

b　○月○日（月曜日）に郡山保健所職員が○病院を訪れ、審査請求人と退院後についての協議を行う予定になっていた。またその後、審査請求人の状態を鑑み、関係機関全体のカンファレンスが行われる予定であった。しかし、審査請求人がその日を待たずに退院の意思を示して○病院を退院したため、結果的に退院調整は未了となった。

また、「ア　本件処分に至るまでの経緯」（ス）（セ）に記載のとおり、処分庁は審査請求人からの退院後についての問い合わせに対し、一人で居宅生活を送ることができると客観的に認められない限りは費用の扶助はできない旨を伝えている。また担当相談員とも退院後について協議を重ねていた。

c　「ア　本件処分に至るまでの経緯」（ケ）（コ）に記載のとおり、審査請求人は令和○年○月○日に直接処分庁へ賃貸借契約解除通知書を提出し、この時点で審査請求人の帰来地は消滅している。また○月○日に○病院に任意入院し

た時点で、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日　社発第２４６号　厚生省社会局長通知）」第２の１（１）を準用し、居住地保護から現在地保護へと切り替えて処分庁での審査請求人の保護の実施を継続していた。

「生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日　社発第２４６号厚生省社会局長通知）」第２の２には「居住地のない被保護者又は要保護者について・・・所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合・・・には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任・・・を負うこと。」とあるため、審査請求人が現在地である○病院を退院した時点で処分庁の実施責任が消滅するという点でも、処分庁における審査請求人の保護については廃止されるべきである。

ｄ　上記ａ及びｃについては奈良県地域福祉課保護係との間で説明及び協議を行い、処分庁の当該処分については妥当であるとの助言をいただいている。

よって、本件処分に違法性および不当性はない。

エ　根拠法令

生活保護法第１９条

生活保護法第２６条

生活保護法第６１条

（２）回答書

処分庁から提出された回答書には、概ね以下のとおり記載があった。

なお、回答書には記載がなかったが、本書においては、便宜上、審理員が処分庁に行った質問の要旨を追記している。

ア　質問に対する回答

（ア）審査請求人は、帰来地を失った時点において、既に生活保護を受給されていますが、審査請求人に係る生活保護について現在地保護に切り替えた根拠として、実施要領第２の２ではなく、第２の１（１）を準用した考え方を、さらに具体的にお示しください。

答　実施要領第２の１（１）では居住地のないものについての実施責任が発病地を所管する保護の実施機関にあることについて言及されているためである。

貸主との賃貸借契約を解除され帰来地を失っていた審査請求人が、処分庁署管内で警察に保護され病院を受診し入院となった経緯から、処分庁所管内で発病していたとみなせるため、実施責任を継続したものである。

（イ）退院時には、実施要領第２の２を準用した旨弁明書に記載されていますが、入院時と退院時で準用する規定が異なってもよいと判断された考え方について、具体的にお示しください。

答　実施要領第２の２には「当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（１の（２）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。」とあり、審査請求人が病院を退院した時点で医療の継続中であると認められなくなるため、処分庁の実施責任が消滅することとなる。

準用する規定が異なっているのは、実施責任に疑義が生じた時点ごとに判断材料が異なっているためであり、実施責任の継続については発病地の観点から実施要領第２の１（１）を、実施責任の消滅については医療の継続という観点から実施要領第２の２を準用したということである。

（ウ）令和〇年〇月〇日に病院から連絡があってから、失踪を理由とした保護廃止に至るまでの経緯について、次の事項に触れながら具体的にお示しください。

・貴庁から関係機関に対する連絡の有無と連絡された場合はその内容
・貴庁と審査請求人との面談約束及び来所約束の有無
・面談等が実施されている場合はその内容
・失踪の認定及び保護廃止に係る意思決定過程

答　令和〇年〇月〇日に奈良県より退院命令が発せられる可能性があるとの連絡が〇病院からあり、審査請求人のその後の経過について随時情報共有していくこととなった。病院としては審査請求人が退院して単身で居宅生活を送ることは困難であると判断しており、審査請求人に対して退院後の行き先について施設を提案したが、審査請求人はそれを拒否したと病院の相談員は述べていた。

また、病院の相談員から現状のまま退院し居宅生活を開始した場合に住宅扶助の支給は可能か確認があった。入院前より審査請求人は周囲と度々トラブルを起こしており、その対策を講じないまま現時点で退院することとなれば支給を認めることは難しく、訪問看護等のサポートが適切に行われるということであれば処分庁にて協議を行い、支給の検討を行うことになるだろうと回答した。

令和〇年〇月〇日及び〇月〇日に審査請求人より処分庁へ電話にて連絡があった。両日ともに内容は退院後に単身で居宅生活を送るための家賃等の支給を求めるものであった。単身で居宅生活を送ることができるかどうかを病院に意見を求めたうえで処分庁にて支給できるかどうか協議を行う必要があると回答した。しかし処分庁からの回答に審査請求人は耳を貸さず、家賃等の支給を求め続けていた。そのような精神状態では支給は尚更難しいと伝えるも、審査請求人は理解を示さないまま話が堂々巡りとなり、審査請求人との電話が終わった。

〇月〇日に審査請求人と話をした後、病院の相談員に連絡をとった。審査請求人より退院して単身で居宅生活を送りたいという内容の電話があったことを伝えた。病院としてもやはり単身で居宅生活を送ることは変わらず難しいと考えているとのことであった。今後について確認したところ、退院命令に対して弁明書を作成し、医療保護入院の必要性を訴える予定であり、すぐに審査請求人が退院することにはならないと予想されるため今後については状況を見て進展等があればその都度協議を行い、情報共有することとなった。また、仮に退院命令が正式に決定した場合でも審査請求人の退院後の行き先が決まるまでは病院としては入院継続が認められることを確認し、話を終えた。

令和〇年〇月〇日に病院より審査請求人の退院命令が下ったと連絡があった。その際に病院より報告があり、翌週月曜日〇月〇日に郡山保健所の職員が審査請求人の状況を確認するために病院を訪問して審査請求人と面談することとなっていた。その後、審査請求人の今後について関係者によるカンファレンスを行う予定であるという話が出た。

しかしその後、令和〇年〇月〇日に審査請求人は任意入院に同意せず、行き先を告げずに病院を退院したと報告があった。〇月〇日の面談の予定は白紙と

なり、それに伴いカンファレンスも行えなくなった。

審査請求人からの連絡は○月○日及び○月○日以外に無く、その際に審査請求人との面談約束及び来所約束をとれるような状態ではなかった。退院後に審査請求人が処分庁に来庁することはなく、審査請求人より処分庁への連絡も無かった。処分庁より審査請求人に対して連絡をとる術がなく、審査請求人の居場所がわからなかったため、審査請求人が失踪したものと判断し、保護廃止の処理を行った。また、奈良県地域福祉課保護係との間で処分庁の当該処分について説明及び協議を行い、妥当であるとの助言をいただいている。

（エ）弁明書には根拠法令として、生活保護法第１９条、第２６条及び第６１条が記載されています。

本件処分は、「審査請求人の失踪」を理由として保護を廃止されたものですが、それに対応する根拠法令がこれら全てであるという主張でしょうか。それぞれの根拠法令が本件における「審査請求人の失踪」に適用できる考え方に触れながらお示しください。

答　第１９条第１項第２号における「居住地がないか、又は明らかでない要保護者」である審査請求人が退院時に行き先を告げずに退院したので失踪したものと判断した。

第２６条において「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とあるが、審査請求人が退院時に行き先を告げずに退院したので通知できなかったため失踪したものと判断した。

第６１条については審査請求人が自身の「生計の状況について変動があつた」にもかかわらず、処分庁への届け出をすることなく、退院時に行き先を告げずに退院したので失踪したものと判断した。

（オ）実施要領第２の２による実施責任の消滅は、失踪であったか否かに関わりがないようにも思いますが、令和○年○月○日付け保護決定通知書の「決定した理由」欄に記載している理由以外に、実施責任の消滅を追加して主張されているということか否かについてお示しください。

また、保護決定通知書の理由欄の記載に含まれているということであれば、含まれていると解することができる具体的な考え方を併せてお示しください。

答　審査請求書に「処分庁が請求人の要保護性が消滅した、と判断した理由が他にあるのなら述べられたい」と記載されていたため、実施責任の消滅も当該保護廃止決定の一因であったことを述べたものである。

イ　提出物件

（ア）上記ア（ア）から（ウ）まで及びア（オ）で示された考え方を御回答いただくにあたり参照された上級庁からの通知その他の資料

提出なし

（イ）上記ア（イ）の回答内容を確認することができるケース記録、令和○年○月○日付け保護決定通知に係る起案一式、会議録、面談記録その他の資料

ケース記録写し、令和○年○月○日付け保護決定通知に係る起案一式

（３）意見書２

ア　実施要領第２の１（１）では居住地のないものの医療扶助についての実施責任が発病地を所管する保護の実施機関にあることについてのみ言及されている。

また、実施要領第２の２では居住地のない被保護者について「当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任を負うこと」と言及されており、審査請求人が退院し、医療扶助を必要としなくなった段階で処分庁の実施責任がなくなったことから準用する規定が異なった。

イ　保護の廃止決定日が令和○年○月○日となっているのは実際に審査請求人が病院を退院し、処分庁の実施責任が消滅した○月○日までを処分庁にて保護を適用すべきものだと判断したためである。また、審査請求人が病院及び処分庁に対して行く先を告げずに退院し、弁明書にも記載しているが、翌週の○日（月曜日）には処分庁へ連絡できたはずであるが、全く連絡がなく、処分庁としては審査請求人の居所を把握できなかったため、廃止理由を失踪とした。なお、最終的に審査請求人から処分庁に連絡があったのは○月○日（水曜日）であった。

意見書には東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の生活保護運用事例集２０１７問２－６に「最低１週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある」と書かれているため失踪の定義に反すると述べられている。しかし、この記載については前文の「事前に行き先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、」から続く文であり、生活保護運用事例集２０１７問２－６に失踪の定義とは「被保護者が、実施責任に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである」と書かれている。今回の件は前段に記載している通り、審査請求人は病院や処分庁に行き先を告げずに退院し、連絡が取れなくなったことから上記の失踪の定義に当てはまり、「実施機関の管内に法第１９条第１項第２号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する」ものとした。

（４）意見書４

審査請求人は意見書３のアにおいて「退院後は実施要領２の１（２）あるいは（３）の趣旨から入院前の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うことは明らかである。」とあるが、この実施要領２の１では居住地のない入院患者の実施責任について記載されているものであり、退院後の実施責任について言及はしていない。令和○年○月○日付けの質問に対する回答（ア）及び令和○年○月○日付けの意見書に対する意見のアにおいて既に述べているとおり、実施要領第２の２で居住地のない被保護者について「当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任を負うこと」とあり、審査請求人が退院し、医療扶助を必要としなくなった段階で処分庁の実施責任が消滅した。なお、退院時の処分庁の実施責任については実施要領２の１（２）にある確実な帰来引受先は審査請求人においては既に無くなっているため該当しない。また、審査請求人は入院前に住居を解約されていることから、実施要領２の１（３）にも同じく該当しない。

意見書３のアにおいて「入院中審査請求人から令和○年○月○日及び○月○日の２度にわたって「単身で居宅生活を送るための家賃等の支給を求める」電話連絡を受けている。審査請求人に処分庁の管轄内での居住意思が明確にあることを知っていたの

である。」とある。確かに審査請求人より入院中２度上記の内容の電話があり、審査請求人が単身で居住すると主張していたが、病院の見解としては審査請求人が単身生活をしていくのは難しいというものであった。審査請求人は入院以前に居住していた住居は既に解約されたおり、審査請求人が退院後に居住できる住居は電話連絡時点では存在しなかった。令和〇年〇月〇日付けの回答に記載している通り、審査請求人は処分庁の回答に耳を貸さず、家賃等の支給を求め続けるのみで、どこで居住するつもりなのか、どこの住居の家賃の支給を求めていたのか判然としなかった。そのため、当然審査請求人が処分庁の管轄内で居住するかどうかの判断が不可能であり、審査請求人が処分庁管轄内で居住する意思が明確にあったとは当然認められない。意見書３のイ（ウ）の「事前に行き先（処分庁管轄の場所）を明確にしていると言える。」についても、上記と同様の理由で審査請求人が行き先を明確にしているとは言えない。よって実施要領第２において記述されている「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。（中略）一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」のとおり当時の審査請求人に居住地があるとは認められないものである。

理　　由

１　関係法令等の定め

事案の概要３の（２）で示した次官通知及び局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による法定受託事務の処理に当たり地方公共団体がよるべき基準とされている。また、課長通知は、厚生省（現厚生労働省）の所管課長から通知として発出され、上記のように法定受託事務の処理に当たりよるべき基準とはされていないが、法を所管する厚生省（現厚生労働省）が生活保護行政の適正かつ厳格な処理や適切な運営という観点から発出されたものである。

この点、一般に法令を所管する国の省庁が当該法令の具体的な運用に関して通知を発

出することは広く行われており、また、生活保護の制度が法に基づく全国にわたる制度であり、かつ、保護費の四分の三は国が負担するものであることから、全国的に統一的な取扱いを行う必要があることを考慮すれば、処分庁が、厚生省（現厚生労働省）が発出した通知を事務処理の基準とすることには理由があると認められる。

一方、審査請求人及び処分庁は、それぞれ提出した書面において、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「都事例集」という。）を引用している。一般に、地方公共団体が、他の地方公共団体における取扱いを事務執行の参考とすることは広く行われているところである。しかし、都事例集は、東京都における標準的な事務処理の方針を示すにすぎないものであることから、都事例集を、処分庁における事務処理の基準とすることに理由があるとは認められない。

以上のことから、本件処分については、関係法令のほか、次官通知、局長通知及び課長通知の定めにしたがって検討するものとする。

２　審査請求人が退院とともに失踪したことを理由とした保護廃止の妥当性

（１）本件通知書には、本件処分の理由として、「退院とともに失踪したため」と記載されている。（乙１号証）

この点について、処分庁は、「失踪」とは「被保護者が実施機関に対する事前の申出なく、一方的に居所を去って連絡をとれなくなること」であり、本件においては、審査請求人が携帯電話を保有していないこと及び処分庁に行き先を告げずに○病院を退院したことにより、審査請求人と連絡をとれなくなったことから、審査請求人が「失踪」したと判断し、本件処分を行った旨説明している。また、本件処分に係る根拠法令について、処分庁は弁明書において、法第１９条、第２６条及び第６１条である旨主張しているが、このうち、法第６１条は、被保護者に係る届出の義務を定めた規定であり、保護の廃止に係る根拠規定ではない。

これらのことから、審査請求人が携帯電話を保有していないこと及び処分庁に行き先を告げずに○病院を退院したことにより、処分庁は審査請求人の行方を把握する方法がなかったとする処分庁の判断に基づき行われた本件処分が、法第１９条第１項及び法第２６条第１項に照らし、保護を廃止し得る要件を満たしているか否かについて検討すれば以下のとおりである。

（２）審査請求人は、処分庁は審査請求人が実施機関の管轄内に所在している蓋然性が著しく高いと容易に判断できるにもかかわらず、審査請求人が管轄内に居住している事実がないことを確認せず、短期間で本件処分を行ったことは誤りである旨主張している。

（３）先に述べたとおり、処分庁が本件処分の法的根拠としているのは、法第１９条第１項及び第２６条第１項である。

法第１９条第１項は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」に対して保護を決定し、かつ実施しなければならないものと規定していることから、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められない場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものとされている（大阪地方裁判所平成１６年３月１８日判決）。

また、法第２６条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定し、どのような場合に「被保護者が保護を必要としなくなった」と認められるかについて、課長通知第１０問１２は、原則として、被保護者の世帯における収入が増加し、又は最低生活費が減少し、生計が向上して生活困窮の状態でなくなったときである旨規定している。

さらに、保護の実施機関には法第２５条第２項の規定により、常に被保護者の生活状況を調査する義務が課されており、当該義務は被保護者の法第６１条の規定に基づく届出義務違反を理由に免除されるものではない。

そして、生活保護制度が憲法第２５条に規定する理念に基づくものであり、国民の最低限度の生活を保障することを目的のひとつである旨規定している法の趣旨を踏まえると、一旦開始された保護を廃止するという重大な処分を行うに当たっては、保護を廃止し得る要件を満たしているか否かについて、保護の実施機関による慎重な調査が求められているものと解される。

（４）したがって、保護の実施機関は、法第１９条第１項又は法第２６条第１項を根拠と

する保護の廃止に当たっては、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するか否か、被保護者の世帯における収入や最低生活費の状況等から保護を継続する必要があるか否かについて、その調査するところに基づき検討すべきものと認められる。

（５）これを本件についてみるに、少なくとも審査請求人が○病院から退院した日においては、処分庁は審査請求人の所在を把握できておらず、さらに審査請求人が携帯電話を所有していない等、処分庁による審査請求人の所在を確認するための調査は困難であった事情は認められる。しかし、審査請求人の生活保護に係る経緯（乙７号証）を踏まえると、審査請求人が所在不明となっていることについて、審査請求人の親類縁者や保健所等の関係機関等に連絡することによりその所在に係る情報の収集に努めること等は可能であったと考えられる。また、口座振替で支給していた生活保護費（乙７号証）を窓口支給に変更した上で、審査請求人の来庁を待ち、審査請求人が来庁した場合には、審査請求人から新たな居住地又は現在地を聴取する等、審査請求人の所在について確認する方法も想定し得るところである。

（６）しかし、処分庁が回答書とともに提出した乙７号証には、令和○年○月○日に○病院の相談員から処分庁に対し、審査請求人が午後２時頃に退院したとの連絡があった旨の記載はあるものの、その後に処分庁が審査請求人の所在を確認するための調査を行った旨の記載はされていない。また、乙８号証には、本件処分に係る起案日及び決裁日が令和○年○月○日とされていることから、処分庁の職員に割り振られる勤務時間を踏まえると、審査請求人の退院について処分庁が把握してから３時間程度で、処分庁として本件処分を行う旨の意思決定を行ったと解さざるを得ない。

（７）したがって、処分庁は、審査請求人が処分庁の所管区域内に居住地及び現在地を有しないとして保護を継続する必要がないと判断するにつき、法第２５条第２項で義務づけられている調査を行ったとは認められない。

（８）次に、審査請求人は、保護の廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったこと（以下「要保護性の消滅」という。）が要件とされているところ、居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではないと解されている（京都地裁平成５年１０月２５日判決）ことから、「失踪」と要保護性の消滅は同義ではなく、本件については、審査請求人に係る保護が必要な状態が継続して

いる旨主張している。

（９）この点、審理員が処分庁に対し、本件処分において処分庁が主張している審査請求人の「失踪」につき法第２６条第１項が適用できるとしている考え方について質問したところ、処分庁は回答書において、審査請求人が退院時に行く先を告げなかったため保護の廃止を通知できなかった旨回答したのみで、本件審査請求の手続において、審査請求人の「失踪」と審査請求人に係る要保護性の消滅との関係について、その他の説明がされることはなかった。

（１０）これらのことから、法第２５条第２項において、保護の実施機関に義務づけられている調査を十分に行ったとは認められない本件処分については、本件審査請求における処分庁の主張の内容及び証拠をもって、法第１９条第１項及び法第２６条第１項を根拠として保護を廃止し得る要件を満たしているとは認められない。

３　審査請求人の退院により実施責任が消滅したことを理由とした保護廃止の妥当性

（１）処分庁は、弁明書等において、帰来地を失った審査請求人が入院したことにより局長通知第２の１（１）を準用して居住地保護から現在地保護へと切り替えたこと及び現在地保護をしていた審査請求人が入院中の病院から退院したことから局長通知第２の２を準用して処分庁の実施責任が消滅したことも本件処分の理由である旨を主張している。

（２）局長通知第２の１（１）は、保護を受けていなかった単身者で居住地がないものが入院又は入所した場合の実施責任の所在について、第２の２は、居住地のない被保護者又は要保護者が、保護の実施機関の所管区域外に所在する指定医療機関に医療を委託された場合又は所管区域外の指定医療機関に委託替えされた場合の実施責任の所在について、被保護者又は要保護者の入院等の時点における生活の状況等に応じて適用される規定であって、その適用において、入院等の期間における被保護者又は要保護者の事情の変化を考慮し得る規定であるとは認められない。

（３）また、処分庁は、意見書２等において、局長通知第２の１（１）には保護の実施責任が発病地を所管する保護の実施機関にあることのみ規定しており、退院後の実施責任に言及していないことから、保護の廃止については、局長通知第２の２を準用した旨主張しているが、先に述べたとおり、保護の廃止は、保護の実施機関が調査すると

ころに基づき、法第１９条第１項、法第２６条第１項、第２８条第４項又は第６２条第２項に照らして、保護を廃止し得る要件を満たしているか否かによって判断するものと解されている。

したがって、実施責任が継続する期間が特に定められている局長通知第２の２ではなく、本件のように、局長通知第２の１（１）に基づいて保護の実施責任の所在を判断した場合には、保護の廃止は、保護の実施機関が調査した結果が、上記根拠法令に照らして、保護を廃止し得る要件を満たしているか否かによって判断すべきものと認められる。

（４）これらのことから、局長通知第２の１（１）に基づき審査請求人に係る保護を継続した本件について、審査請求人に対する医療扶助を継続する必要がなくなったとして、審査請求人が入院した際に実施責任を継続することとした根拠規定とは異なる局長通知第２の２に実施責任の消滅の根拠を求めた旨の処分庁の主張は当たらない。

（５）以上のことから、本件処分が審査請求人の退院により実施責任が消滅したことを理由として行われたとしても、本件審査請求における処分庁の主張の内容及び証拠をもって、法第１９条第１項及び法第２６条第１項を根拠とした保護の廃止の要件を満たしているとは認められない。

４　結論

検討したところは以上のとおりであるから、本件審査請求は、当事者双方のその余の主張を検討するまでもなく、行政不服審査法第４６条第１項の規定により、認容されることがやむを得ない。

令和４年１月２４日

審査庁　　奈良県知事　　荒井　正吾

教示　略